

現場代理人及び主任技術者、監理技術者の取扱いについて

四国中央市契約検査課

四国中央市が発注する建設工事において、適切な施工を確保することを目的に工事現場に配置する現場代理人及び主任技術者等（「主任技術者、監理技術者」をいう。以下同じ。）について次のとおり取扱うこととします。

【現場代理人の取扱いについて】

1. 現場代理人の配置

四国中央市が発注する建設工事において、受注者は、四国中央市工事請負契約約款（以下、「約款」という。）に基づき、現場代理人を定め工事現場に配置し、発注者に通知する必要があります。

後述の営業所専任技術者は、現場代理人として配置することはできません。

2. 現場代理人の常駐義務

約款第10条第2項では、現場代理人は工事現場に常駐することが明記されています。そのため、現場代理人は原則、他の工事現場の現場代理人や主任技術者等のいずれとも兼任することができず、同一工事に限り、現場代理人と主任技術者等を兼務することができます。

ただし、約款第10条第3項により、所定の条件を満たし、発注者が現場代理人の兼任が可能と認めた場合には常駐義務を緩和し、他の工事現場の現場代理人や主任技術者を兼任することができます。詳しくは、「現場代理人の常駐義務緩和措置の取扱いについて」及び「現場代理人と主任技術者との兼任の取扱いについて」をご覧ください。

なお、工場製作を含む工事の場合、工場製作期間における現場代理人は常駐義務を要しません。製作現場での製作過程において、同一工場内で一元的な管理体制のもとで製作が行われる工事との兼任は、発注者が認めた場合に限り可とします。なお、兼任する場合は、工場製作のみを施工している期間を工事打合せ簿等により明確にすることとします。

3. 受注者と現場代理人の雇用関係

現場代理人は、受注者との直接的な雇用関係を有している者に限ります。

① 直接的な雇用関係の考え方

直接的な雇用関係とは現場代理人とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用関係をいいます（在籍出向者や派遣社員は含めない）。

また、入札前においては、契約後に配置する現場代理人に開札日の前日以前（四国中央市一般競争入札実施要綱第4条第1号に規定する「事前審査型」においては、「入札公告に示す入札参加資格審査申請書の提出期限の前日以前」）に受注者と直接的な雇用関係であることが必要です。

② 雇用関係の確認

受注者との雇用関係の確認は、直接的な雇用関係について、原則として、次の書類により行います。

- ・健康保険被保険者証（全国健康保険協会健康保険組合発行）

- ・雇用保険被保険者証（公共職業安定所発行）
- ・住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書（市町村発行）等

4. 現場代理人の配置期間について

契約日の翌日（工事着手日）から、工事検査を完了した日までとします。

※ 余裕工期を設定する工事又は早期契約制度の対象となる工事の場合は始期を「工事開始日から」とします。

5. 現場代理人の工事期間中の途中交代について

現場代理人の途中交代については、事前に発注者と必ず協議を行い、変更後の現場代理人が必要な引継ぎを受けた上で、その工事の現場に常駐し、その運営、取り締まりを行うことに支障がないと発注者が認めた場合に限り、認めることとします。その場合は、新しく配置する現場代理人とは、当該変更日の前日以前に受注者と直接的な雇用関係にあることが必要です。

変更の手續きとして、新旧の現場代理人を記載した「現場代理人、主任（監理）技術者等について（通知）」に新現場代理人の雇用関係を証明できる書類を添付し、受注者から監督員に提出することとします。

6. 現場代理人と主任技術者との別工事における兼務について

約款第 10 条第 3 項により、現場代理人の常駐義務緩和措置が認められる場合においては、現場代理人が所定の要件を満たせば、別工事の主任技術者を兼務できる場合があります。詳しくは「現場代理人と主任技術者との兼務の取扱いについて」をご覧ください。

【主任技術者等の取扱いについて】

1. 工事現場に配置すべき技術者について

① 主任技術者（建設業法第 26 条第 1 項）

建設業法においては、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合には、元請、下請、請負金額に係わらず工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

② 監理技術者（建設業法第 26 条第 2 項）

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。

2. 工事現場ごとに専任すべき技術者について（建設業法第 26 条第 3 項）

公共性のある工作物に関する請負代金が 4,000 万円（建築一式の場合 8,000 万円）以上の工事に設置される主任技術者等は元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任のものでなければならず、他の工事現場との兼任はできません。

ただし、主任技術者は、所定の要件を満たす場合に職務を適正に遂行できる範囲で、他の工事現場の主任技術者と兼任できる場合があります。詳しくは「主任技術者の専任に係る取扱いについて」をご覧ください。

また、専任の監理技術者については原則他の工事現場との兼任は認められませんが、所定の資格を有する監理技術者補佐を、兼任しようとする2つの工事に専任で配置する場合において、他の工事現場との兼任が認められます。

3. 営業所の専任技術者について（建設業法第7条第2号、第15条第2号）

許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。営業所の専任技術者は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するために置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、現場代理人、主任技術者等として現場には配置できません。

ただし、特例として、請負金額が4,000万円（建築一式の場合8,000万円）未満の工事は以下の条件を満たす場合において主任技術者との兼務ができます。

- ・当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- ・当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあるもの

4. 主任技術者から監理技術者への変更について

当初は主任技術者を設置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を配置しなければなりません。

5. 主任技術者等（非専任）から主任技術者等（専任）への変更について

当初は専任の主任技術者等の配置を要さない工事で、工事内容の変更等により、工事途中で請負代金の額が専任の主任技術者等の配置を要する金額を超える見込みとなった時点で、当該技術者を専任で配置しなければなりません。この場合、他工事との兼任の状況、営業所専任技術者でないかなど、取扱いに十分に留意し、適切な対応を行ってください。

6. 受注者と主任技術者等の雇用関係

主任技術者等は、受注者との直接的な雇用関係を有している者に限ります。

① 直接的かつ恒常的な雇用関係の考え方

直接的な雇用関係とは、配置予定技術者とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用関係をいいます（在籍出向者や派遣社員は含めない）。

また、入札前においては、契約後に配置する主任技術者等が、開札日の前日以前に受注者と直接的な雇用関係であることが必要です。専任配置を求める工事については、開札日以前に三か月以上の恒常的な雇用関係を求めることがあります。

② 雇用関係の確認

受注者との雇用関係の確認は、直接的な雇用関係について、原則として、次の書類により行います。

- ・健康保険被保険者証（全国健康保険協会健康保険組合発行）
- ・雇用保険被保険者証（公共職業安定所発行）
- ・住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書（市町村発行）等

7. 主任技術者等の配置期間について

契約日の翌日（工事着手日）から、工事検査を完了した日までとします。

※ 余裕工期を設定する工事又は早期契約制度の対象となる工事の場合は始期を「工事開始日から」とします。

8. 主任技術者等の工事期間中の途中交代について

主任技術者等の途中交代については、請負契約の的確な履行を阻害する恐れがあることから原則として認めていません。ただし、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等、やむを得ない事情が発生した場合は、受注者からの協議に対して承諾することにより交代を認めます。

やむを得ない事情により主任技術者等の交代が認められる場合の条件を以下に示します。

- ・ 交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保されていること。
- ・ 工事の継続性・品質が確保されること。
- ・ 事前に発注者と協議し承認が得られていること。

また、工場製作を含む工事の場合は、工場製作から現場施工に移行する際に主任技術者等を交代できるものとします。ただし、工場製作期間から現場施工期間へ移行する時点において、工事打合せ簿等の書面により移行時期を明確にし、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合に限ります。

この他、受注者の責によらない理由により工期が延長されたり工事が中止された場合、工事工程上技術者の交代が合理的な場合などでも交代が認められることがあります。